

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

道路管理課

公告

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。

平成23年12月1日

長野県松本ろう学校長 宇都宮 通 孝

1 企画提案公募に付する事項

(1) 業務名

長野県松本ろう学校給食等調理業務委託

(2) 業務内容

仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野県松本ろう学校

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(6) 学校、福祉施設又は医療施設で1日3回の食事（朝食、昼食及び夕食）の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(7) 万一の事故に備えて損害賠償を確実に担保できること。

(8) 緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。

(9) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(10) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

3 選定方法及び評価基準

(1) 選定方法

業務実施内容、運営能力、見積金額等を長野県特別支援学校給食等調理業務委託選定委員会において審査し、総合的に最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を受託候補者として選定します。

(2) 評価基準

ア 特別支援学校の給食等調理業務に対する理解

イ 事業の実施体制

ウ 衛生管理体制及び危機管理体制

エ 業務の円滑な移行のための実施体制

オ 従事者への教育・研修体制

カ 業務履行の確実性

キ 費用の妥当性

4 説明会の開催

この企画提案公募に参加しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

(1) 日時 平成23年12月15日（木） 午後2時

(2) 場所 長野県松本ろう学校 小会議室

(3) 説明会への出席申込み

説明会出席希望者は、長野県特別支援学校給食等調理業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定める方法により平成23年12月13日（火）午後3時まで、長野県教育委員会事務局特別支援教育課へ申し込んでください。

5 参加申込書及び企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県教育委員会事務局特別支援教育課

電話 026 (235) 7432

6 参加申込書及び企画提案等の提出期限及び方法

(1) 提出期限 平成23年12月27日（火） 午後3時

(2) 提出方法 郵送又は持参による

7 その他

(1) この企画提案公募に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本ろう学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、実施要領及び仕様書によります。

特別支援教育課

公告

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。

平成23年12月1日

長野県上田養護学校長 白田 哲文

1 企画提案公募に付する事項

(1) 業務名

長野県上田養護学校給食等調理業務委託

(2) 業務内容

仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野県上田養護学校

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1

項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (6) 学校、福祉施設又は医療施設で1日3回の食事（朝食、昼食及び夕食）の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 万一の事故に備えて損害賠償を確実に担保できること。
- (8) 緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。
- (9) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

### 3 選定方法及び評価基準

#### (1) 選定方法

業務実施内容、運営能力、見積金額等を長野県特別支援学校給食等調理業務委託選定委員会において審査し、総合的に最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を受託候補者として選定します。

#### (2) 評価基準

- ア 特別支援学校の給食等調理業務に対する理解
- イ 事業の実施体制
- ウ 衛生管理体制及び危機管理体制
- エ 業務の円滑な移行のための実施体制
- オ 従事者への教育・研修体制
- カ 業務履行の確実性
- キ 費用の妥当性

### 4 説明会の開催

この企画提案公募に参加しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

- (1) 日時 平成23年12月9日（金）午後3時30分
- (2) 場所 長野県上田養護学校 会議室
- (3) 説明会への出席申込み

説明会出席希望者は、長野県特別支援学校給食等調理業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定める方法により平成23年12月8日（木）午後1時までに、長野県教育委員会事務局特別支援教育課へ申し込んでください。

### 5 参加申込書及び企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県教育委員会事務局特別支援教育課  
電話 026 (235) 7432

### 6 参加申込書及び企画提案等の提出期限及び方法

- (1) 提出期限 平成23年12月27日（火）午後3時
- (2) 提出方法 郵送又は持参による

### 7 その他

- (1) この企画提案公募に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県上田養護学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、実施要領及び仕様書によります。

特別支援教育課

### 公告

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。

平成23年12月1日

長野県安曇養護学校長 布山清保

#### 1 企画提案公募に付する事項

- (1) 業務名  
長野県安曇養護学校給食等調理業務委託
- (2) 業務内容  
仕様書のとおりです。
- (3) 履行期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 履行場所  
長野県安曇養護学校

#### 2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (6) 学校、福祉施設又は医療施設で1日3回の食事（朝食、昼食及び夕食）の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 万一の事故に備えて損害賠償を確実に担保できること。
- (8) 緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。
- (9) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成

11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

### 3 選定方法及び評価基準

#### (1) 選定方法

業務実施内容、運営能力、見積金額等を長野県特別支援学校給食等調理業務委託選定委員会において審査し、総合的に最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を受託候補者として選定します。

#### (2) 評価基準

ア 特別支援学校の給食等調理業務に対する理解

イ 事業の実施体制

ウ 衛生管理体制及び危機管理体制

エ 業務の円滑な移行のための実施体制

オ 従事者への教育・研修体制

カ 業務履行の確実性

キ 費用の妥当性

### 4 説明会の開催

この企画提案公募に参加しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

(1) 日時 平成23年12月16日(金) 午後3時

(2) 場所 長野県安曇養護学校 会議室

(3) 説明会への出席申込み

説明会出席希望者は、長野県特別支援学校給食等調理業務委託プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に定める方法により平成23年12月14日(水)午後3時までに、長野県教育委員会事務局特別支援教育課へ申し込んでください。

### 5 参加申込書及び企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県教育委員会事務局特別支援教育課

電話 026(235)7432

### 6 参加申込書及び企画提案等の提出期限及び方法

(1) 提出期限 平成23年12月27日(火) 午後3時

(2) 提出方法 郵送又は持参による

### 7 その他

(1) この企画提案公募に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県安曇養護学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、実施要領及び仕様書によります。

特別支援教育課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年12月1日

長野県稲荷山養護学校長 水内 秀雄

### 1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

パーソナルコンピュータ6台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成24年1月16日から平成29年1月15日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

長野県稲荷山養護学校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(6) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

千曲市野高場1795

長野県稲荷山養護学校

電話 026(272)2068

### 4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年12月16日(金) 午前10時

イ 場所 長野県稲荷山養護学校 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年12月13日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。



## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県稲荷山養護学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

特別支援教育課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年12月1日

長野県阿智高等学校長 藤田佳弘

## 1 入札の目的

建設工事の請負契約

## 2 工事名

阿智高等学校山本教職員宿舎 公共下水道接続工事

## 3 工事箇所名

飯田市山本6722-153ほか 山本教職員宿舎7棟

## 4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。

ア 管工事について入札参加資格を付与されていること。

イ 下伊那地方事務所管内に本支店又は営業所を有していること。

(3) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

## 5 工期

契約締結の日から平成24年3月15日まで

## 6 支払条件

## (1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等につい

て、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

## (2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数範囲内で部分払をします。

## 7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書及び入札心得を、平成23年12月1日(木)から平成23年12月14日(水)まで次の場所において縦覧に供します。

下伊那郡阿智村大字春日2840

長野県阿智高等学校 事務室

電話 0265(43)2242

## 8 入札手続等

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年12月14日(水) 午前10時

イ 場所 長野県阿智高等学校 2階会議室

## (3) 郵便入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成23年12月9日(金)午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

## (6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (9) 契約書作成の要否

必要とします。

## (10) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としてします。

## 9 その他

詳細は、入札心得によります。

保健厚生課